

東京学芸大学有害廃棄物処理対策委員会規程の一部改正について（案）

現 行	改 正（案）
<p>〔省略〕</p> <p>（組織）</p> <p>第2条 委員会は、次の委員をもつて組織する。</p> <p>(1) <u>各部から選出された教官</u> 各1名</p> <p>(2) <u>附属学校（小金井地区）から選出された教官</u> 1名</p> <p>(3) 学長が委嘱する者 若干名</p> <p>(4) 事務局長</p> <p>2 前項第1号から第3号までの委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>（審議事項）</p> <p>第3条 委員会は、次に掲げる事項を審議する。</p> <p>(1) <u>有害廃棄物の指定及び調査に関すること。</u></p> <p>(2) <u>有害廃棄物の処理方法の基本に関すること。</u></p> <p>(3) <u>有害廃棄物の貯留等の管理方法及び管理体制に関すること。</u></p> <p>(4) <u>東京学芸大学有害廃棄物処理施設長の推薦に関すること。</u></p> <p>(5) <u>その他の有害廃棄物の処理の基本に関すること。</u></p> <p>〔省略〕</p> <p>（庶務）</p> <p>第7条 委員会の庶務は、<u>施設部</u>が処理する。</p> <p>〔省略〕</p>	<p>〔省略〕</p> <p>（組織）</p> <p>第2条 委員会は、次の委員をもつて組織する。</p> <p>(1) <u>各学系から選出された教員</u> 各1名</p> <p>(2) <u>附属学校（小金井地区）から選出された教員</u> 1名</p> <p>(3) 学長が委嘱する者 若干名</p> <p>(4) 事務局長</p> <p>2 前項第1号から第3号までの委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>（審議事項）</p> <p>第3条 委員会は、次に掲げる事項を審議する。</p> <p>(1) 有害廃棄物の調査に関すること。</p> <p>(2) <u>有害廃棄物の貯留等の管理方法及び管理体制に関すること。</u></p> <p>(3) <u>東京学芸大学有害廃棄物処理施設長の推薦に関すること。</u></p> <p>(4) <u>その他の有害廃棄物の処理の基本に関すること。</u></p> <p>〔省略〕</p> <p>（庶務）</p> <p>第7条 委員会の庶務は、<u>施設マネジメント部</u>が処理する。</p> <p>〔省略〕</p> <p><u>附 則</u></p> <p>1 <u>この規程は、平成16年4月1日から施行する。</u></p> <p>2 <u>改正前の東京学芸大学有害廃棄物処理対策委員会規程第2条第1項第1号の規定により選出された委員については、改正後の規程第2条第1項第1号の規定により選出されたものとみなす。</u></p> <p>3 <u>第2条第1項第1号から第3号までの委員の任期は、同条第2項の規定にかかわらず、平成17年3月31日までとする。</u></p>